総務市民委員会　会議録

＝＝

日　時　令和７年４月２２日（火曜日）
　　午前１０時開会　午前１１時２０分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　（１）令和６年度政務活動費の審査
　４　その他
　５　閉　会

出席委員（８名）
　委員長　　奥谷　崇
　副委員長　滝田　賢治
　委　員　　古沢　喜幸
　委　員　　篠塚　昌毅
　委　員　　小坂　博
　委　員　　目黒　英一
　委　員　　菅井　歩美
　委　員　　栁澤　健二

出席した経理責任者（７名）

郁政会	奥谷　崇
新勇会	菅井　歩美
公明党土浦市議団	目黒　英一
日本共産党土浦市議団	福田　勝夫
政新会	竹内　裕
社民党土浦	平岡　房子
下村　壽郎	

欠席した経理責任者（１名）
　吉田　直起

説明のため出席した者（４名）

議会事務局　局長　　櫻井　良哉
議会事務局　次長　　小野　聡
議会事務局　主任　　堀内　美夜子
議会事務局　主任　　宮崎　めぐみ

事務局職員出席者
主　任　　岩松　英統

傍聴者（０名）

○奥谷委員長　おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。本日の委員会には、経理責任者の皆様にも御出席いただいております。質疑の際は、よろしくお願いいたします。なお、吉田直起議員は欠席となります。早速、協議事項（１）令和６年度政務活動費の審査に入ります。本日は、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に基づきまして、各会派から提出された政務活動費の収支報告内容が、使途基準に適合するかについての審査を皆様にお願いするものです。会議録や政務活動費の収支報告書等をインターネットで公開しておりますので、十分留意して御審査いただきたいと思います。また、審査資料については、個人情報が含まれていることや審査中の資料であることから、タブレットには掲載せず、紙の資料で審査を行いますのでよろしくお願いいたします。それでは、１番目の郁政会から審査に入ります。この際、私が郁政会の経理責任者となりますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○滝田副委員長　それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。事務局より説明をお願いします。

○櫻井議会事務局長　着座にて御説明させていただきます。本日の令和６年度政務活動費に関する審査をしていただきますのは、資料の１枚目に記載の６会派と無所属議員２名についてとなります。資料の１枚目、土浦市議会政務活動費収支報告提出会派一覧に基づき、説明を進めさせていただきます。まず、資料の２枚目をお開きください。各会派及び議員の収支を一覧表にまとめたものとなっております。令和６年度は、コロナの影響もなくなり、行政視察の実施が平常時に戻ったため、調査研修費支出も令和５年度に比べて横ばいとなっており、研修費は昨年より減少、広報費は昨年より大きく増加しております。表中の所属人数欄に※１、２がついております新勇会と下村壽郎議員について説明をさせていただきます。表の欄外に記載のとおり、新勇会につきましては、令和６年１２月３１日までは会派の人数が４名でございましたが、令和７年１月１日に無所属議員であった下村壽郎議員の入会により会派人数が５名となり、６年度残り３か月分が交付されたことにより、交付合計金額が１２７万５，０００円となっております。下村壽郎議員については、令和６年１２月３１日まで無所属議員でありましたことから、１月６日に収支報告書を提出し精算をしております。なお、無所属議員期間の９か月分２２万５，０００円を超えた額の支出については、自己負担しております。それでは、

ラベル１をお願いします。郁政会になります。１番の収入は、９名分として２７０万円でございます。２番の支出は、５科目からの支出がございまして、調査研究費１４８万１，５７４円につきましては、計３回の行政視察を行った際の費用でございます。５ページの行程表を御覧ください。５月８日から５月１０日までの３日間で福岡県福岡市、長崎県五島市、長崎市の行政視察を８名で行ったものです。当初は９名で視察をする予定でしたが、自己都合により１名のキャンセルが出ております。お戻りいただき、３ページが行政視察の収支報告書になります。そのうち政務活動費に充当しているのは、行程の航空運賃、船舶運賃等のほか、朝食付きの宿泊代、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に支出が認められている夕食代となっております。それに対しまして、会派負担としたものは、まず、表の中ほどにございますキャンセルによる返金となります。詳細は、備考欄に記載してございますが、栁澤議員による自己都合のキャンセルに伴う手数料１万４，８００円と、小坂議員による自己都合の搭乗時間変更に伴う搭乗航空機変更による手数料２，６００円及び航空チケットの差額１，１００円でございます。ほかにも、ジャンボタクシー代、タクシー代の一部及び５月８日の夕食代の一部を会派負担としてございます。ジャンボタクシー代、タクシー代の詳細については、４ページを御覧ください。政務活動費として一部認められる費用、公共交通機関の計算についての表でございます。１日目の土浦駅から茨城空港、福江空港から福江までのタクシー利用、２日目の船倉から長崎駅までのジャンボタクシー利用、そして３日目のホテルから長崎市役所まで、長崎市役所から長崎駅をタクシー利用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用１万５，４４０円を政務活動費から充当し、差額を会派負担としたものです。３ページにお戻りください。夕食代につきましては、宿泊代に夕食代が含まれていない場合に支出が認められているもので、宿泊代と合算で１人当たりの上限が１万４，０００円となることから、差額に当たる３，０００円の８人分、合計２万４，０００円を政務活動費から充当し、上限を超えた金額を会派負担としたものです。６ページから１７ページに領収書等が添付されております。１８ページを御覧ください。航空機の遅延証明書になります。５月８日初日の福岡市美術館の視察につきましては、茨城空港からの出発便は飛行機の機材トラブルの発生により、羽田空港まで引き返す事態となり、その後、代替機に乗り換えるも視察時刻には間に合わず、視察が中止となっております。今回の視察中止につきましては、政務活動費の手引にございます視察経由地での災害と同等と捉えられることから、５月８日の航空運賃、宿泊費共に政務活動費からの支出となっております。つづきまして、２１ページの行程表を御覧ください。１１月１２日から１１月１４日までの３日間にわたり９名で福井県敦賀市、石川県金沢市、富山県富山市の行政視察を行ったものです。１９ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃等のほか、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。会派負担としたものは、土浦・東京間の特急券代、貸切バス代の一部、１１月１３日の夕食代で上限を超えた分、そして１１月１４日のホテル・金沢駅間のタクシー代の一部でございます。２０ページには政務活動費として一部認められる費用、公共交通機関の計算についての

表がございます。２日目の金沢市内視察において貸切バスを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用１万４，４００円を政務活動費から充当し、差額を会派負担としております。また、３日目につきましても、ホテル・金沢駅間においてタクシーを使用したことから、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用１，２６０円を政務活動費から充当し、差額を会派負担としております。２２ページから２７ページに領収書等が添付されております。つづきまして、２８ページを御覧ください。２月１７日に６名で、茨城県鹿嶋市にある新日本電工株式会社鹿島工場を視察した際の収支報告書でございます。２９ページを御覧ください。当日の行程になります。この日は、午前中に全員協議会に出席をした後、視察先へレンタカーを利用して移動しております。視察先へのレンタカー利用の交通費については、通常、公共交通機関の運賃で算出した額を上限とする規定でございますが、視察開始時間が１４時でございますので、行程上の時間的な制約により、レンタカー以外の公共交通機関による移動では業務に支障を来すため、レンタカーを利用し、実費額にて政務活動費に計上しております。土浦市職員の旅費に関する条例第７条ただし書に、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その経路及び方法によって計算するとの一文がありますので、引用して取扱いをしたものです。３０ページから３１ページに領収書等が添付されております。別冊で、それぞれの視察報告書がございますので、後ほど御覧いただければと思います。１ページにお戻りください。２番の支出科目の研修費３万４，６６６円は、研修に参加した際の費用でございます。３３ページを御覧ください。研修費は、矢口勝雄議員が滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で、１０月３１日から１１月１日にかけて開催された令和６年度市町村議会議員研修を受講した際の収支報告書でございます。受講料のほか往復交通費を政務活動費から充当しております。なお、１１月１日の京都・東京間のグリーン券については個人負担としております。３４ページから４０ページまでが領収証及び資料等でございます。こちらにつきましても、別冊で研修報告書がございますので後ほど御覧いただければと思います。１ページにお戻りください。２番の支出科目の広報費５１万４，０３０円は、会派広報紙の印刷代と振込手数料でございます。４１ページ、４２ページが領収証等の写しです。印刷部数は、３万３，０００部となっております。４３ページから４６ページに広報紙のコピーがございます。４面のカラー刷りのものです。１ページにお戻りください。２番の支出科目の資料購入費３０万９，０００円は、新聞購読料となっております。４８ページをお願いいたします。小坂議員及び栁澤議員分を除いた７名分の新聞購読料についての一覧です。各議員１紙ずつの購読です。４９ページから５７ページに領収書が添付されております。１ページにお戻りください。２番の支出科目の事務所費３万３，９５６円について御説明いたします。内容は、会派控室に備え付けてあるテレビの令和６年４月から本年３月までのＮＨＫ放送受信料と会派控室のパソコン用プリンターインク及びＵＳＢメモリの購入費用です。全て会派室にて使用するものですので、全額政務活動費の対象となっております。５８ページ以降に領収書等が添付されております。１ページにお戻りいただきまして、郁政会の支出合計額

が２３７万３，２２６円で、３番の残額３２万６，７７４円が市に返還されることになります。なお、収支報告書と帳簿及び領収書の金額は一致しており、帳簿や領収書に漏れや内容の不備はございませんでした。郁政会につきましては、以上でございます。よろしくお願いします。

○滝田副委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○滝田副委員長　御質問もないようですので、郁政会の令和６年度政務活動費収支報告について、採決いたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○滝田副委員長　御異議なしと認めます。よって、郁政会の令和６年度政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

○奥谷委員長　つぎに、新勇会の審査となりますので、菅井委員は経理責任者席に御移動ください。それでは、事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長　それでは、ラベル２の新勇会をお願いいたします。１番の収入は、４名分の１２０万円と令和７年１月１日に下村議員が入会したことにより交付された３か月分の７万５，０００円を合わせた１２７万５，０００円となります。２番の支出は、３科目からの支出がございます。まず、調査研究費５９万９，３６７円につきましては、計２回の行政視察を行った際の費用でございます。４ページの行程表を御覧ください。５月８日から３日間の行程で島根県隠岐郡隠岐の島町、海士町、西ノ島町へ他の会派等と合同で行ったもので、３ページが収支報告書になります。当初は、４名で視察をする予定でしたが、体調不良により１名のキャンセルが生じており、医師の診断書の提出がございます。政務活動費に充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃、タクシー、レンタカー代のほか、議員１名のキャンセルによる乗車券払戻し手数料４４０円、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。それに対しまして、政務活動費を充当せず会派負担としたものは、５月８日土浦・品川間の普通列車のグリーン券代、議員１名のキャンセルにより生じたグリーン券払戻し手数料、夕食代で１人当たりの上限を超えた分でございます。なお、視察先でのタクシー等の交通費については、通常、公共交通機関の運賃で算出した額を上限とする規定でございますが、行程上の時間的な制約により、タクシー等以外の公共交通機関による移動では業務に支障を来すため、タクシー等を利用し、実費額にて政務活動費に計上しております。レンタカー代及びガソリン代につきましては、他の会派等と合同視察のため、合計金額を参加議員で按分して政務活動費から充当しております。６ページから２８ページに領収書等が添付されております。つづきまして、３１ページを御覧ください。１０月２１日から１０月２３日までの３日間にわたり、他の会派等と合同で北海道室蘭市、恵庭市、伊達市へ行政視察を行ったものでございます。２９ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃、レンタカー代等のほ

か、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。会派負担としたものは、夕食代で１人当たりの上限を超えた金額でございます。３０ページには政務活動費として認められる費用で、公共交通を利用した場合の計算についての表がございます。初日の新千歳空港から３日目の新千歳空港までレンタカーを使用し視察しており、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用と比較し、安価であったため、全額を政務活動費より充当しております。高速道路利用料金、レンタカー利用保険代、レンタカーガソリン代につきましては、他会派等との合同視察のため、参加議員で按分しております。３３ページから４１ページに領収書等が添付されております。別冊で、それぞれの視察報告書がございますので後ほど御覧いただければと思います。１ページにお戻りください。２番の支出科目の資料購入費３８万９，０００円は、新聞購読料です。４３ページをお願いいたします。会派５名分の年間新聞購読料の一覧です。島岡議員２紙、鈴木議員３紙、田中議員２紙、菅井議員１紙、そして下村議員が入会した月から２紙購読したものです。４４ページから５３ページに領収書が添付されております。１ページにお戻りください。支出科目の事務所費６万７，６５０円は、会派控室のパソコン用プリンターとプリンターインクの購入費用となります。全て会派室にて使用するものですので、全額政務活動費の対象となっております。５４ページ以降に領収書等が添付されております。１ページにお戻りいただきまして、新勇会の支出合計が１０５万６，０１７円で、３番の残額２１万８，９８３円が、市に返還されることになります。なお、収支報告書と帳簿及び領収証の金額は一致しており、帳簿や領収証に漏れや内容等の不備はございませんでした。新勇会につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　御質問もないようですので、新勇会の令和６年度政務活動費収支報告について、採決いたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、新勇会の令和６年度政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、公明党土浦市議団の審査となりますので、目黒委員は経理責任者席に御移動ください。それでは、事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長　それでは、ラベル３の公明党土浦市議団をお願いいたします。１番の収入は４名分１２０万円で、２番の支出は５科目からの支出がございます。調査研究費３９万４，４９２円は行政視察に係る費用でございます。４ページの行程表を御覧ください。５月８日から３日間の行程で島根県隠岐郡隠岐の島町、海士町、西ノ島町へ他の会派等と合同で行ったもので、３ページが収支報告書になります。政務活動費に充当しているのは、行程の鉄道料金、航空運賃、タクシー・レンタカー代、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。それに対しまして、政務活動費を充当せず会派負担としたものは、５月８日土浦・品川間の普通列車のグリーン券代と、夕食代で１人当たりの上限を超えた金額でございます。なお、視察先でのタクシー等の

交通費については、行程上の時間的な制約により、タクシー等を利用し、実費額にて政務活動費に計上しております。土浦市職員の旅費に関する条例第７条を引用して取扱いをしたものです。レンタカー代及びガソリン代につきましては、他会派等との合同視察のため合計金額を参加議員で按分して政務活動費から充当しております。８ページから１７ページに領収書等が添付されております。別冊で、視察報告書がございますので後ほど御覧いただければと思います。１ページにお戻りください。２支出科目の広報費３７万９，１７０円は、会派広報紙の印刷代と振込手数料でございます。１９ページが領収証の写しです。印刷部数は４万部となっております。２０ページ、２１ページは広報紙の折り込み部数の報告で、２２ページから２４ページが広報紙配布エリア図となります。広報紙のサイズは、Ａ３サイズで両面カラー刷りです。５９ページ、６０ページに広報紙の写しがございます。１ページにお戻りください。２番の支出科目の要請・陳情活動費は国土交通省への２回にわたる要望で最寄り駅の桜田門駅までの交通費に要した１万７，２２０円の会派４名分でございます。２５ページが１回目の５月２１日の要望活動の収支報告書になり、２６ページから２９ページに領収書等が添付されております。３０ページが２回目の１月２４日の要望活動の収支報告書になり、３１ページから３３ページに領収書等が添付されております。１ページにお戻りください。２番の支出科目の資料購入費３５万３，４２０円は、会派４名分の新聞購読料でございます。各議員２紙ずつの購読です。領収証は３４ページから５０ページに添付されております。１ページにお戻りください。２番の支出科目の事務所費５万３，０３９円は、２ページ会計帳簿の後段に記載のとおり４名の議員が自宅で使用しているパソコン用プリンターのインクやコピー用紙の消耗品に係る費用で、合理的方法により按分ができないことから、５割支給を適用したものです。５１ページ以降に領収書が添付されております。１ページにお戻りいただきまして、公明党土浦市議団の支出合計額は、１１９万７，３４１円で、３番の残額２，６５９円が市に返還されることになります。なお、この収支報告書と帳簿及び領収証の金額は一致しており、帳簿や領収証に漏れや内容等の不備はございませんでした。公明党土浦市議団につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員　事務所費なんですが、５割負担でしたっけ。これはどういう計算でしたっけ。

○小野議会事務局次長　基本は７０％なんですけれども、合理的に按分できない場合に当たりますので、５０％ということで規定されているものになります。

○奥谷委員長　ほかに御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、御意見も出尽くしたようですので、公明党土浦市議団の令和６年度政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告書の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、公明党土浦市議団の令和６年度政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、日本共産党土浦市議団についての審査となりますので、福田議員は経理責任者席に御移動ください。それでは、事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長　それでは、ラベル４の日本共産党土浦市議団をお願いいたします。１番の収入は２名分６０万円でございます。２番の支出は、４科目からの支出がございます。研修費１万８，０００円は、７月２０日、２１日にわたり福田議員が神奈川県横浜市にて自治体学校の研修を受講された際の受講料でございます。３ページを御覧ください。収支報告書になります。宿泊費につきましては、政務活動費においての１人当たりの上限は１万４，０００円となりますので、上限を超える５，８００円を会派負担としております。４ページと８ページにその案内資料及び領収書の添付がございます。別冊で、研修報告書がございますので後ほど御覧いただければと思います。１ページにお戻りください。広報費３９万３，１８６円は会派広報紙の印刷代でございますが、充当を認められる部分を按分して計算したものでございます。按分の計算については、１８ページから２０ページを御覧ください。会派広報紙の内容のうち、政務活動費を充当することのできない紙面の面積割合を金額計算してございます。計算の方法としましては、表面及び裏面の全体面積と、充当しない紙面の面積をそれぞれ求めて、充当しない部分の割合を算出し、その割合に応じた金額を除外しているものです。実際にどの部分を除外しているかと申しますと、１８ページから２０ページにございますように、個人写真の大きさが縦横とも紙面の長さの５分の１を超える部分、所属議員の個人情報部分、また「困りごと生活相談受付についての連絡先」部分でございます。広報紙の写しは、２２ページから３１ページに添付しております。発行部数は２ページの会計帳簿備考欄に記載がございますとおり、４月号が１万７，０００部、６・７月号が１万６，０００部、１０月号が１万６，０００部、２０２５年１月号が２万６，０００部、４月号が１万７，０００部となります。３０ページを御覧ください。２０２５年４月号につきましては、紙面の内容は２０２５年３月議会の報告でございます。３月中の配布が間に合わない可能性を鑑み、２０２５年４月号という表記にしたものでございます。実際には、支払は３月中に完了しており、配布につきましても３月中に実施し、完了しているとのことでございます。２１ページに申立書が添付されております。９ページから１７ページが領収証の写しです。つづきまして、３２ページを御覧ください。議会報告会を四中地区公民館で２回開催しており、会場費はそれぞれ８７５円ずつとなっております。３４ページを御覧ください。１月８日にワークヒル土浦の研修室を報告会の会場として使用し、会場費は２，４２０円となっております。なお、四中地区公民館及びワークヒル土浦にて開催した報告会会場費については広報費にて計上しております。１ページにお戻りください。支出科目の資料購入費１４万９，２５０円は、書籍の購入及び新聞購読料です。書籍の購入につきましては、５ページと８ページに領収書を添付してございます。新聞購読料につきましては、古沢議員が１紙、福田議員が２紙を購読しております。３６ページ、３７ページにその領収証の写しが添付されております。１ページにお戻りくださ

い。２番の支出科目の事務所費１万４，３１１円の内訳は、両議員が自宅で使用しているプリンター、インク等の消耗品に係る費用で、５割支給を適用したものです。３８ページから４０ページに領収証等が添付されております。１ページにお戻りいただきまして、日本共産党土浦市議団の支出合計は５７万４，７４７円で、３の差し引き残額２万５，２５３円が市に返還されることになります。なお、収支報告書と帳簿及び領収証の金額は一致しており、帳簿や領収証に漏れや内容等の不備はございませんでした。日本共産党土浦市議団につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員　３５ページにある議会報告会のチラシなんですけれども、これの印刷代は政務活動費に入れていないで、最初から認めないということで入れていないということですか。

○櫻井議会事務局長　領収書等が添付されておりませんので、こちらには計上しておりません。

○篠塚委員　確認なんですが、議会報告会を会派でやる場合に、支出したものに対しては政務活動費は使えるんでしたっけ使えないんでしたっけ。その辺はどうなんですか。

○櫻井議会事務局長　政務活動費として使えますけれども、領収書が添付されておりませんので、そこを認めるというわけにはいきませんので、領収書があれば別に問題ありません。

○篠塚委員　事務的な処理なので、会派で議会報告会をやっても政務活動費で認められるということであれば、それを確認をさせていただいて、今回は、そういうものを領収書としてやったという報告を出していなかったので、これは参考資料として出しているということですね。

○小野議会事務局次長　ただ今の補足になりますが、広報費としましては、会派が行う活動についての住民に報告するために要する経費というものがございますので、先ほどのものは認められます。会議費なども団体等の開催する意見交換会等の会議費ということで認められておりますが、今回は領収書がなかったということになっております。以上です。

○奥谷委員長　ほかに御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、御意見も出尽くしたようですので、日本共産党土浦市議団の令和６年度政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告の内容について土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、日本共産党土浦市議団の令和６年度政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、政新会についての審査となりますので、竹内議員は経理責任者席に御移動ください。それでは、事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長　ラベル５の政新会をお願いいたします。１番の収入は２名分６０万円で、２番の支出は３科目からの支出がございます。調査研究費２８９，５８４円につきましては、計２回の行政視察を行った際の費用でございます。６ページの行程表を御覧ください。５月８日から３日間の行程で島根県隠岐郡隠岐の島町、海士町、西ノ島町へ他の会派等と合同で行ったもので、議員１名の視察参加でございます。３ページが収支報告書になります。政務活動費に充当しているのは、行程の鉄道料金、航空運賃、タクシー、レンタカー代のほか、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。それに対しまして、政務活動費を充当せず会派負担としたものは５月８日土浦・品川間の普通列車のグリーン券代と、夕食代で１人当たりの上限を超えた金額でございます。なお、視察先でのタクシー等の交通費については、行程上の時間的な制約により、タクシー等を利用し、実費額にて政務活動費に計上しております。レンタカー代及びガソリン代につきましては、他の会派等と合同視察のため合計金額を参加議員で按分して政務活動費から充当しております。８ページから１５ページに領収書等が添付されております。つづきまして、１８ページの行程表を御覧ください。１０月２１日から３日間にわたり他の会派等と合同で北海道室蘭市、恵庭市、伊達市へ行政視察を行ったものでございます。１６ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃、レンタカー代等のほか、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。会派負担としたものは夕食代で１人当たりの上限を超えた金額でございます。１７ページには政務活動費として認められる費用で、公共交通を利用した場合の計算についての表がございます。初日の新千歳空港から３日目の新千歳空港までレンタカーを利用し視察しており、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用と比較し、安価であったため、全額を政務活動費より充当しております。高速道路利用料金、レンタカー利用保険代、レンタカーガソリン代につきましては、他の会派等と合同視察のため、参加議員で按分しております。２０ページから２７ページに領収書等が添付されております。別冊で、それぞれの視察報告書がございますので後ほど御覧いただければと思います。１ページにお戻りください。２番の支出科目の資料購入費８８，２００円は、所属議員２名分の新聞購読料となります。各議員１紙ずつの購読となります。２８ページには領収書が添付されております。１ページにお戻りください。２番の支出科目の一番下の事務所費１万５，２９６円は会派室に備え付けてありますテレビの令和６年４月から本年３月までのＮＨＫ受信料と、議員が自宅で使用しているプリンターのインク、コピー用紙等の消耗品に係る費用で、合理的方法により按分できないことから５割支給を適用したものです。２９ページ以降に領収書が添付されております。１ページにお戻りいただきまして、政新会の支出合計は３９万３，０８０円で、３の残額２０万６，９２０円が市に返還されることになります。なお、収支報告書と帳簿及び領収証の金額は一致しており、帳簿や領収証に漏れや内容等の不備はございませんでした。政新会につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、御質問もないようですので、政新会の令和６年度政務活動費収支報告について採決をいたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、政新会の令和６年度政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、社民党土浦についての審査となりますので、平岡議員は経理責任者席に御移動ください。それでは、事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長　ラベル６の社民党土浦をお願いいたします。１番の収入は１名分３０万円で、２番の支出は２つの科目の支出がございます。調査研究費１９万５，５３４円は、計２回の行政視察を行った際の費用でございます。４ページの行程表を御覧ください。５月８日から３日間の行程で島根県隠岐郡隠岐の島町、海士町、西ノ島町へ他の会派等と合同で行ったものでございます。３ページが収支報告書になります。政務活動費に充当しているのは、行程の鉄道料金、航空運賃、タクシー、レンタカー代のほか、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。それに対しまして、政務活動費を充当せず自己負担としたものは、５月８日土浦・品川間の普通列車のグリーン券代と、夕食代で１人当たりの上限を超えた金額でございます。なお、視察先でのタクシー等の交通費については、行程上の時間的な制約により、タクシー等を利用し、実費額にて政務活動費に計上しております。レンタカー代及びガソリン代につきましては、他会派等との合同視察のため合計金額を参加議員で按分して政務活動費から充当しております。６ページから２１ページに領収書等が添付されております。つづきまして、２４ページの行程表を御覧ください。１０月２１日から３日間にわたり他の会派等と合同で北海道室蘭市、恵庭市、伊達市へ行政視察を行ったものでございます。２２ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃、レンタカー代等のほか、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。自己負担としたものは、夕食代で１人当たりの上限を超えた金額でございます。２３ページには政務活動費として認められる費用で、公共交通を利用した場合の計算についての表がございます。初日の新千歳空港から３日目の新千歳空港までレンタカーを利用し視察しており、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用と比較し、安価であったため全額を政務活動費より充当しております。高速道路利用料金、レンタカー利用保険代、レンタカーガソリン代につきましては、他会派等との合同視察のため、参加議員で按分しております。２６ページから３２ページに領収書等が添付されております。別冊で、それぞれの視察報告書がございますので後ほど御覧いただければと思います。１ページにお戻りください。２番の支出科目の広報費１２万９，０８０円は会派広報紙の印刷代でございます。充当を認められる部分を按分して当該金額を充当したものでございます。按分の計算については、３４ページを御覧ください。会派広報紙の内容のうち、政務活動費を充当することのできない紙面の面積割合を金額計算してございます。計算の方法としましては、表面及び裏面の全

体面積と、充当しない紙面の面積をそれぞれ求めて、充当しない部分の割合を算出し、その割合に応じた金額を除外しております。実際にどの部分を除外しているかと申しますと、３５ページの広報紙を御覧ください。表面右上の欄の囲った部分の個人写真、スローガン、議員名、また表面左下の欄の「くらしと市政の相談・連絡先」の部分でございます。写真につきましては、議員活動時の写真ではなく単なる個人写真であること、議員名については氏名の記載サイズが他の文字に比べまして必要最低限の大きさに見えないということ、「くらしと市政の相談・連絡先」部分については活動内容の報告には当たらないということ、そしてスローガンにつきましては、政務活動費の規定により認めていないことから、政務活動費の充当から除外したものでございます。サイズはＡ３で両面カラー刷り、印刷部数は２ページの会計帳簿備考欄に記載がございますとおり、５，５００部となっております。３３ページに領収書が添付されております。１ページにお戻りいただきまして、社民党土浦の支出合計は３２万４，６１４円で、３の残額は０円でございますので、市への返還金はございません。また、政務活動費を超えた金額２万４，６１４円につきましては、自己負担となっております。なお、収支報告書と帳簿及び領収証の金額は一致しており、帳簿や領収証に漏れや内容等の不備はございませんでした。社民党土浦につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問ございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　御質問もないようですので、社民党土浦の令和６年度政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、社民党土浦の令和６年度政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、下村壽郎議員分についての審査となりますので、下村議員は経理責任者席に御移動ください。それでは、事務局より説明願います。

○櫻井議会事務局長　ラベル７の下村壽郎議員をお願いいたします。１番の収入は、無所属期間の４月から１２月末までの９か月分の交付金２２万５，０００円でございます。令和６年４月１５日に政務活動費３０万円が振り込まれておりますが、令和７年１月１日の新勇会入会に伴い、１月から３月までの３か月分に当たる７万５，０００円を市に返還しております。２番の支出は、２つの科目の支出がございます。支出科目の調査研究費１９万４，６５４円につきましては、２回の行政視察を行った際の費用でございます。５ページの行程表を御覧ください。５月８日から３日間の行程で島根県隠岐郡隠岐の島町、海士町、西ノ島町へ他の会派等と合同で行ったもので、４ページが収支報告書になります。政務活動費に充当しているのは、行程の鉄道料金、航空運賃、タクシー、レンタカー代、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。それに対しまして、政務活動費を充当せず自己負担としたものは、５月８日土浦・品川間の普通列車のグリーン券代、そして夕食代で１人当たりの上限を超えた分でございます。

なお、視察先でのタクシー等の交通費については、行程上の時間的な制約により、タクシー等を利用し、実費額にて政務活動費に計上しております。レンタカー代及びガソリン代につきましては、他の会派等と合同視察のため合計金額を参加議員で按分して政務活動費から充当しております。９ページから２３ページに領収書等が添付されております。つづきまして、２６ページの行程表を御覧ください。１０月２１日から３日間にわたり、他の会派等と合同で北海道室蘭市、恵庭市、伊達市へ行政視察を行ったものでございます。２４ページの収支報告書を御覧ください。視察費用のうち政務活動費を充当しているのは、行程の鉄道運賃、航空運賃、レンタカー代等のほか、朝食付きの宿泊代、支出が認められている範囲の夕食代でございます。自己負担としたものは、夕食代で１人当たりの上限を超えた金額でございます。２５ページには政務活動費として認められる費用で、公共交通を利用した場合の計算についての表がございます。初日の新千歳空港から３日目の新千歳空港までレンタカーを利用し視察しており、公共交通機関を利用して移動したと仮定した場合の費用と比較し、安価であったため全額を政務活動費より充当しております。高速道路利用料金、レンタカー利用保険代、レンタカーガソリン代につきましては、他会派等との合同視察のため、参加議員で按分しております。２８ページから３５ページに領収書等が添付されております。別冊で、それぞれの視察報告書がございますので後ほど御覧いただければと思います。１ページにお戻りください。資料購入費６万５，２５０円は、新聞購読料でございます。新聞２紙を購読した領収書等が３６ページ以降に添付されております。１ページにお戻りいただきまして、下村壽郎議員の支出合計は２５万９，９０４円でございますが、無所属議員としての政務活動費の支給額は９か月分の２２万５，０００円となるため、３番の残額は０円となり、市への返還金はございません。また、政務活動費を超えた金額３万４，９０４円につきましては、自己負担となっております。なお、収支報告書と帳簿及び領収証の金額は一致しており、帳簿や領収証に漏れや内容等の不備はございませんでした。下村壽郎議員につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、御質問もないようですので、下村壽郎議員の令和６年度政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、下村壽郎議員の令和６年度政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。つぎに、吉田直起議員分について事務局より説明願います。

○櫻井事務局長　それでは、ラベル８の吉田直起議員をお願いいたします。１番の収入は１名分３０万円で、２番の支出は、３科目からの支出がございます。支出科目の研修費４万５，２７２円につきましては、３月２７日の京都市で開催されました地方議員研究会主催の議員研修１コマを受講された際の費用でございます。３ページの支出報告書

を御覧ください。受講料のほか往復交通費を政務活動費から充当しております。また、２６日、２７日の新幹線の特急券に繁忙期料金が適用されており、通常料金より１人当たり片道２００円が上乗せされております。市の旅費の規定では、通常料金のみの支給と規定されていることから、それに基づき繁忙期料金の往復の４００円が自己負担となっております。６ページから１１ページに領収証等が添付してございます。１ページにお戻りください。広報費１５万４，０００円は、議員活動報告の広報紙の印刷代でございます。１２ページが領収証の写しです。印刷部数は、２ページの会計帳簿備考欄に記載がありますとおり、５，０００部となっております。１３ページ、１４ページは広報紙の写しでございます。広報紙のサイズはＡ４サイズで両面カラー刷りです。１ページにお戻りください。支出科目の資料購入費８万８，２００円は、新聞購読料でございます。新聞２紙の購読です。領収書が、１５・１６ページに添付されております。１ページにお戻りいただきまして、吉田直起議員の支出合計は２８万７，４７２円で、３番の残額１万２，５２８円が市に返還されることになります。なお、収支報告書と帳簿及び領収証の金額は一致しており、帳簿や領収証に漏れや内容等の不備はございませんでした。吉田直起議員につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員　３月２６日と２７日の研修会参加ですか、これに宿泊費がないんですけれども、請求されてなかったんでしょうか。

○櫻井議会事務局長　こちらにつきましては、宿泊費を認めていないというか、研修時間に間に合うということで宿泊費のほうを認めておりません。

○古沢委員　３月２６日土浦から京都まで行って、３月２７日に土浦に戻っているということはどこかで泊まっていますよね。

○奥谷委員長　これは宿泊で研修に参加をしているということですけれども、どういうことですか。

○櫻井議会事務局長　午前１０時から京都での研修でございまして、研修会場も京都駅から徒歩５分のところにありますので、始発で土浦から出発しても間に合うという計算でございますので、旅費を認めていないということでございます。以上でございます。

○奥谷委員長　ほかに御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、御意見も出尽くしたようですので、吉田直起議員の令和６年度政務活動費収支報告について採決いたします。この収支報告の内容について、土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項に適合すると認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、吉田直起議員の令和６年度政務活動費収支報告につきましては、承認といたします。委員の皆様から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　事務局から何かありますか。

○小野議会事務局次長　来年度からの政務活動費に関する資料の形式について、御提案させていただきたいと思います。本日の政務活動費の資料ですが、見て分かるとおり非常に分厚くなっております。こちらは、タブレットを導入した際、審査の資料については、個人情報が含まれることから、また審査中の資料であることからタブレットには掲載せず、紙の資料で審査を行うという形になっておりましたが、タブレットでもこちらの資料の閲覧権限を変えることが可能です。また、資料のデータを消すことも可能になっております。よって、こちら資料のコピーなんですけれども、全部で２５部作成しておりますが、資料を作成するのに約１日かかっているような状況もありまして、来年度からはタブレットの掲載のほうに移行ができればということで御提案をさせていただきたいと思います。御協議よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長　事務局から来年度のタブレット利用についてということで提案がありましたが、何かございますでしょうか。

○篠塚委員　資料は毎回回収しているんですが、オブザーバーが来た場合、傍聴者が来た場合に、資料は、この場で見て返すような形になっていたんですけれども、要はこの資料は外部に出さないということで、タブレットでやるのはいいと思うんですけれども、もし傍聴者が来た場合の対応とかはどのように考えていますか。

○小野議会事務局次長　今年の１２月にタブレットが入替えとなります。皆様がお使いになってるタブレットというのは、買取りになっておりますので、こちらで保管するという形になります。よって、来年の政務活動費の審査の際に、もし傍聴者やオブザーバーがいらっしゃった場合には、そのタブレットを貸与できるようになります。当然ながらタブレットは回収させていただきまして、外部に持ち出すことができないことになっておりますので、そのように対応をしたいと思っております。

○奥谷委員長　資料回収と同じような形でタブレットを当日傍聴者の方には見ていただくということになるということであります。タブレットであれば、資料の削除も容易にできますし、入替えも簡単にできるということで議会事務局の負担もかなり軽くなるのかなとは思いますが、他に皆様から何か御意見ございますでしょうか。

○小野議会事務局次長　補足なんですけれども、選挙改選の時なんですけれども、３年前の改選の時は、この政務活動費の審査は４月１０日に行っておりました。本日は４月２２日ということで、非常に早まった形でやらざるを得ないということになってきます。これだけ資料が膨大にございますと、入替えというのも我々としても非常に厳しいところがございますので、その期間という面でも考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長　今ありましたように選挙の時も含めてということでありますが、入替えも考えると、タブレットを活用したほうが私もいいのではないかなと思いますので、そのような形で次年度以降進めるということで皆さんよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員　新聞購読料についてなんですけれども、領収書が各新聞社から出ているんですが、読売新聞とか茨城新聞とか値段が違うんですね。毎日新聞の領収書で出て、こ

ちらには茨城新聞なんだけど毎日新聞で出てるんで単価が違っている資料があるので、その辺はよく見ていただいて、領収書に新聞社名は書かない。書けとは指示してないと思うので。だから茨城新聞っていろんな新聞社に出してるところなんで、新聞社の発行で朝日新聞社でも茨城新聞と、その値段が違ってるんで、そうすると領収書と金額が合ってないんじゃないかという見方もされるんで、そこは統一をしておかないといけないので、もし領収書と一緒であれば、領収書に何々新聞で記載するということを言わないと、見方によってはそのように見られるんで、そこはちょっと注意しなければいけない点かなと思います。

○奥谷委員長　では、新聞の件はまた改めてこの資料のチェックと、次年度以降御注意をいただいて、皆様方も周知も含めてお願いしたいと思います。そのほかございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。